

対華二十一箇条要求と中国キリスト教界

土 肥 歩

はじめに

本稿の目的は、1915年1月に北京公使日置益が、中華民国大総統であった袁世凱に提出した対華二十一箇条要求（以下、二十一箇条要求と表記）に対して、プロテスタント宣教師や中国人信者が示した反応を明らかにすることである。

近年の二十一箇条要求に関する研究を顧みれば、日本政治外交史の分野では奈良岡聰智の近著が注目を集める一方で、味岡徹や吉澤誠一郎の論考、さらには笠原十九司の大著など中国側の抵抗運動を論じる研究成果が数多い⁽¹⁾。外交史の分野では、顧維鈞の活動に焦点を当てた金光耀の論考や、中国語の外交文書を用いて中華民国政府（以下、北京政府と表記）の反応を論じた川島真の論考が知られている⁽²⁾。いずれの研究においても、日中関係や「反日」という視角が研究者の多くを引きつけてきたといえる。しかし、日中両国をめぐる問題であるが故に、従来の研究では2つの論点が留保されてきた。

一つは、日本による中国への仏教布教権要求と宣教師に関連した問題である。日本と中国の仏教を通じた交流は古来より続けられてきたが、日本政府は二十一箇条要求を通じて北京政府に仏教布教権を認めさせよ

うとした。この問題については、二十一箇条要求に対する中国仏教界の反応を示した馬烈、日本の対外進出と仏教界の関係を論じた小川原正道、日中の仏教界の交流と布教権について論じた藤田賀久の研究がある⁽³⁾。

ただし、これらの先行研究は、中国語資料もしくは日本語資料から仏教界の言説や動向を読み解くことに重きを置いたため、在華宣教師の布教権認識や日本と欧米との間に発生した摩擦については、断片的な議論しか行われてこなかった。そこで、本稿では、既存の研究で論じられてこなかった布教権に対する宣教師の各種言説について考察を進める。

もう一つは、宣教師と外交をめぐる問題である。1913年に就任した第28代アメリカ合衆国大統領ウッドロー・ウィルソンは宣教師と関係が深かったため、宣教師たちは本国の極東政策について大統領に積極的な働きかけを行った。この問題については、すでにヴァーグ、トラニ、リードなどが研究を進めてきたが⁽⁴⁾、とりわけ本稿で着目したいのは北京で活動していた宣教師らがウィルソンに対して陳情・請願書を直接打電し、日中交渉にアメリカが介入すべきであると訴えた事実である。

これについては、日米外交をめぐる研究でも論じられ、宮原秀介はウィルソンがこの陳情・請願書を「現地情勢の悪化を裏付けるもの」と認識した、と指摘している⁽⁵⁾。ただし、外交に関する研究では、中国国内にいた宣教師の政治活動について、同時代にどのような議論があったのかは十分注目されてこなかった。また、北京政府によってリークされた交渉情報が国内外のメディアで報道されたことは本論で論じる通りであるが、これに焦点を絞った研究分野でも宣教師の動向に十分な関心が及ぶ事はなかった。そのため、本稿では宣教師による陳情・請願書提出に着目し、本国の伝道局や在華外国人コミュニティが示した反応について紹介する。

以上の問題点を解決するために、本稿は以下の手順にしたがって考察を加える。まず、第1章では二十一箇条要求の内容について説明を加え

ると同時に、日中交渉の内容が各種メディアに流出した経緯について整理する。続く第2章では、在華宣教師の植民地朝鮮における宗教政策の認識から布教権問題への危機感が醸成された事実と、日本語・英語メディア間での論争を解説する。そして、報道の中で、植民地朝鮮の英字新聞が在華宣教師批判を繰り広げた事実を紹介する。第3章では、在華宣教師による陳情・請願書提出の経緯を整理しつつ、本国の伝道局や在華外国人コミュニティの反応について考察する。

こうした問題を分析するためには、宣教師文書や伝道団体の各種報告書などの活用が有効である。しかし、本稿では今後の研究を進めるための準備段階として、『ウッドロー・ウィルソン文書』やオンラインで公開されているアメリカの外交文書⁽⁶⁾、さらにはアメリカ・中国・日本で発行されていた日刊紙や定期刊行物など基本的な資料からの考察にとどめる。

第1章 対華二十一箇条要求

第1節 二十一箇条要求の提出と第5号

本節では、二十一箇条要求提出の経緯や要求の概要について説明を加える。

1914年7月、サラエヴォにおけるオーストリア皇太子暗殺事件をきっかけに、オーストリアがセルビアに宣戦布告した。これにより、翌年には同盟国であったドイツが、三国協商国であったロシア、イギリス、フランスに宣戦布告したことで、第一次世界大戦が勃発した。

ヨーロッパでの混乱を受けて、北京政府は局外中立を宣言する。しかし、大隈内閣はドイツの膠州湾租借地を中国に還付するという口実でドイツに最後通牒を發し、8月23日に宣戦を布告した。翌9月から11月にかけての戦鬪で青島は陥落し、済南や膠州鉄道沿線の炭鉱や鉱山は日

本によって接收された⁽⁷⁾。青島陥落直後、大隈内閣は臨時閣議にて対中交渉方針を決定し、12月には駐華公使日置益を帰国させてその要求案を手交した。かくて、翌1915年1月18日、日置は総統府の袁世凱に謁見して要求事項を陳述することとなった⁽⁸⁾。

5号21条で構成されるこの要求事項は「対華二十一箇条要求」と称され、その内容はおおむね以下のようにまとめられる。まず、「第1号 山東問題の処分に関する条約案」において、ドイツの山東権益継承と山東半島における鉄道敷設権を、「第2号 南満東蒙に於ける日本の地位を明確ならしむる為の条約案」において、旅順・大連や南満洲・安奉・吉長各鉄道の租借期限の99カ年の延長を求めると同時に、南満洲・東部内モンゴルにおける日本人の居住・往来・各種営業の自由、不動産の取得権などを求めている。続く、「第3号 漢冶萍公司に関する取極案」で同公司の日中合弁化と周辺鉱山の採掘権を、「第4号 中国の領土保全の為の約定案」では、中国沿岸の港湾・島嶼部の割譲・貸与禁止を要求した。

そして、最後の「第5号 中国政府の顧問として日本人傭聘方勧告其他の件」では、日本人が中華民国政府中枢で顧問として採用されることや、警察官や警察制度を導入することが要求された。次章で触れるとおり、中国内陸における「日本の病院、寺院及学校に対しては其土地所有権を認むること」(第2条)、「支那に於ける日本人の布教権を認むること」(第7条)という要求が含まれていた⁽⁹⁾。

日本仏教界による中国布教は、欧米のキリスト教伝道への対抗意識によってその機運が醸成され、日中仏教界の連帯を強化する目的で開始された。1874年から本願寺派が、1900年から東本願寺派が布教に着手したが、十分な成果を上げることができなかった。その理由として、海外伝道経験の少なさ、資金調達や人材育成の不備といった要因があげられるが、当時の日本人僧侶たちが問題視したのは、日本が布教権を獲得し

ていないということであった⁽¹⁰⁾。この後、日清修好通商条約での協議(1896年)や当時の北京公使内田康哉を通じた要求(1904年)で布教権獲得が試みられるものの、中国側の拒否によって不首尾に終わってしまう⁽¹¹⁾。こうしたなかで、二十一箇条要求の第5号に布教権が組み込まれたのである。

ただし、東本願寺派発行の定期刊行物を用いた小川原正道は、同派の僧侶たちは第5号の作成過程に関与しておらず、「仏教徒側はあくまで事後的にこれ〔二十一箇条要求内の布教権。著者補注、以下同じ。〕を認識していたことはまちがいあるまい」と推測している⁽¹²⁾。それゆえ、宗教的な情熱というより、日本政府が日中間の交渉に乗じて「中国が既に西洋各国に認めていること」を要求したと解釈すべきだろう⁽¹³⁾。

第2節 交渉情報の漏洩

日本の要求に接した袁世凱は、1月27日に外交総長に陸徵祥を任命し、アメリカ留学を経験し外交部参事の地位にあった若手の顧維鈞とともに日中交渉に当たらせた。一方で、袁世凱は交渉の引き延ばし、交渉内容の英米公使への情報提供、袁世凱政権の政治顧問だった有賀長雄の日本派遣、在華メディアへのリークなどを通じて、局面打開を試みた。特に、二十一箇条要求の交渉に際して、日置は中国側に秘密交渉を求めていたが、中国側はアメリカをはじめとした各国の支援を取り付けるために、意図的に交渉情報の提供を行った。

まずは、中国国内の新聞に対する情報提供である。たとえば、中国語新聞『時事新報』は二十一箇条要求についての交渉が行われる見込みであることを1月15日、16日両日にわたって報じており、1月末には英字新聞『チャイナ・プレス』紙や『ノース・チャイナ・デイリー・ニュース』紙掲載の記事を転載していた。袁世凱が日本当局の影響が及びにくい英字新聞に対して情報を提供し、中国語の新聞がそれを転載するかた

ちで二十一箇条要求についての情報が中国国内に広まっていった⁽¹⁴⁾。

次に、アメリカ政府に対する情報提供である。中国政府の高官は、1月22日に北京公使ポール・ラインシュに対して二十一箇条要求についての情報を伝えると、ラインシュは即座に國務省に伝達した。しかし、この時点ではブライアン國務長官は第5号の存在を知らされなかったうえに情報の信憑性を疑ったため、明確な態度をとらなかった。また、2月8日に珍田捨己駐米大使がアメリカ政府に日中交渉について説明した際も、第5号については言及されなかった⁽¹⁵⁾。ただし、アメリカ国内ではラインシュの情報をもとに『ニューヨーク・タイムズ』紙や『ワシントン・ポスト』紙が二十一箇条要求について報道を行っていたとされる⁽¹⁶⁾。

このうち、2月18日に中国政府は第5号の内容を含む二十一箇条要求の全文を、駐米公使を経由して國務省に通告した。これに加えて、同21日に加藤がガスリー駐日大使との会見のなかで第5号の存在を打ち明けたことで、ブライアンは情勢の深刻さを認識した。そして、紛争解決のためにアメリカ政府が「調停者の役割を演ずる」べきだと考えるに至った。しかし、アメリカ政府の二十一箇条要求に対する公式見解として3月13日に発表された「ブライアン・ノート」は、第5号の一部を承認しなかったものの、山東半島、南満洲、東部内モンゴルは日本の権益として認める、という宥和的態度を示していた⁽¹⁷⁾。中国は情報提供によって即座に支援を得られたわけではなかった。

在華宣教師たちがどのように二十一箇条要求の内容を知り得たかについては、さらなる分析が必要とされる。しかし、中国国内の英字新聞、ラインシュからの情報提供、さらにはアメリカ国内での報道などを情報源として、その内容を把握していったと考えられる。

第2章 仏教布教権と在華宣教師

第1節 布教権をめぐる宣教師の反応

中国内外のメディアで二十一箇条要求について各種の報道が行われると、在華宣教師たちの関心を引いたのは、第5号に含まれた仏教布教権であった。本節では、メソジスト監督派教会の監督ジェームズ・バシュフォードがウィルソンに当てた3月12日付の書簡を事例に、その布教権認識を解説する。

1904年に北京に派遣されたバシュフォードは、政府関係者もしくは報道を通じて二十一箇条要求に仏教布教権が盛り込まれていることを知ったようである⁽¹⁸⁾。彼自身は宗教団体による財産所有や布教権獲得の必要性を認めてはいるものの、日本政府が他の信仰をさしおいて中国仏教の「利権」を拡張する目的を示さない限り、布教権獲得の意図を理解しかねる、とする。そして、それを理解するためには、植民地朝鮮においてキリスト教と仏教に対してとられた諸政策に関心を向けるべきだと主張する⁽¹⁹⁾。

彼は1914年1月に朝鮮総督府が出版した文献『朝鮮併合以来3年間の朝鮮行政の成果』（正しくは、『朝鮮統治3年間成績』）に依拠して、朝鮮総督は最終的にすべてのミッションスクールを閉鎖する計画を打ち出している、とする。ただし、政府系の教育機関や公立学校が不足しているため、それが実行されれば朝鮮の教育システムに支障を来してしまう。そのため、まずはミッションスクールで引き起こされる可能性のある「弊害〔evil〕」の予防につとめ、その後に教育から宗教を分離する見込みだという。将来的にそれが実行されるかは不明としながらも、バシュフォードは「しかし、この声明は朝鮮における日本政府の伝道事業に対する態度を示しています」と指摘する⁽²⁰⁾。資料の日本語原文には、

「将来教育制度を完成する時期に至り教育宗教分立の主義を励行せんとす」との一文が見えるものの、「閉鎖」という表現が使われているわけではない⁽²¹⁾。ただ、バシュフォードは朝鮮総督府によってミッションスクールが「閉鎖」されれば、キリスト教伝道にも支障を来してしまうと分析したようである。

植民地朝鮮におけるキリスト教伝道事業の継続が危ぶまれているとの認識を示した上で、バシュフォードは仏教の立場を紹介する。それによれば、植民地朝鮮では仏教とその伝道を復興するための「法令」が施行された結果、1,400以上の寺院や僧院に暮らしている2万人以上の僧侶と尼僧は布教活動に従事できるようになった、という⁽²²⁾。ここで言及される「法令」とは、1911年6月に発布された寺刹令を指す。この法令は寺院の併合、移転、廃止、名称変更、寺院財産の処分や、寺院内の儀式や寺法の制定に朝鮮総督府の許可を得るよう定めている。このため、総督府の許可によって定められた寺法では、天皇尊牌に対する日々の祝讃や日本の祝祭日に準拠した法式日が規定され、皇民化政策の一翼を担った。その一方で、総督府によって選ばれた住持は経済的、社会的な権限を得たという⁽²³⁾。総督府は「〔これによって〕僧尼は何れも相当の保護を受け他の宗教家と均しき地位に在りて一般の教化に従事する」ようになったとして、その成果を誇っている⁽²⁴⁾。

もちろん、この法令が寺刹の権利を奪い僧侶を排除するのではないかという危惧を抱いた朝鮮人僧侶たちが、寺刹令施行直後から抵抗運動を繰り広げていたことも事実である⁽²⁵⁾。しかし、バシュフォードは書簡でその事実には言及せず、「それゆえ、中国のキリスト教宣教師たちが仏教に関するそれらの要求の重要性について懸念を抱くのは当然です」として在華宣教師が朝鮮のキリスト教伝道を懸念している現状を示したうえで、日本が中国に提示した要求は「中国におけるキリスト教宣教師の活動を妨害し、弱体化させ、さらには破壊しさえするでしょう」と危

機感を強めている⁽²⁶⁾。

バシュフォードは、4月1日に上海を出発しアメリカに向かった。その目的とは、「その国〔アメリカ〕で、彼とその他の宣教師たちが日本の対華要求に示されたどのような要求を危険とみなしているかを説明すること」であった⁽²⁷⁾。彼は政府や民間の有力人物たちに二十一箇条要求についての見解を述べようとしていたのである。その機会は、4月26日のブライアン国務長官との面会というかたちで訪れた。しかし、ブライアンは第5号が日本側にとって譲歩可能な希望条項であることを告げたとうえで、バシュフォードの主張は反日的な偏見があるうえに根拠がないとして取り合わず、政策決定に影響を与えることはなかった⁽²⁸⁾。

ただし、同じ時期に渡米した『チャイナ・プレス』紙の経営者ミラーは、バシュフォードが「宗教グループ内部で〔中略〕活動するだろう」と発言しており、彼の渡米がアメリカ宗教界に対する世論喚起だったと認識されていた⁽²⁹⁾。在華宣教師の植民地朝鮮における宗教政策への不安を通じて、アメリカ国内で二十一箇条要求への関心の高まりに拍車をかけたといえるだろう。

第2節 布教権をめぐる在華メディアの論争

バシュフォードは、植民地朝鮮の宗教政策から布教権の影響に危機感を募らせていたが、在華外国人コミュニティも別の着眼点からそれを共有していた。それを如実に示しているのは、天津の英字週刊誌『京津タイムズ (*Peking and Tientsin Times*)』誌の1915年4月2日号掲載記事である⁽³⁰⁾。

この記事は、布教権が議題として取り上げられた第16回目の日中交渉(3月30日)直前に執筆されたようであり⁽³¹⁾、論点は3つに分けられる。1点目は、日本による仏教布教は「〔石炭産出地であるイギリスの〕ニューキャッスルに石炭を運び込むようなもの」で、布教権の要求は「滑

稽である」との批判である。記事は、日本に仏教の教義や漢字を紹介したのは中国の仏教僧であったし、中国人自身がそれを望んでいないという意見を例示する⁽³²⁾。

2点目に、日本的な思想（具体的には不明）が正しいか否かは問題ではなく、「我々が知っていることは西洋諸国に定められた基準にそれ〔日本の道徳性〕が及ばない」という批判である。記事は事例として、日本が道徳的な恩師としてふるまう立場になく、むしろ「西洋諸国からより良い支援」を受けられる、という中国人の発言を紹介している⁽³³⁾。

3点目の論点は、布教権の政治利用である。同記事は「仏教の門弟たちが伝道したり学校を建てたりするといった権利を得たいとする願望は、内陸地域に暮らす中国民衆の間に確固たる足場を築こうとするための別のやり口だと理解されるだけであり、将来は政治目的のために利用されるだろう」と、布教権の背景に潜む政治性を指摘している⁽³⁴⁾。

これに対して、日本人発行の中国語新聞『順天時報』は、『京津タイムズ』誌の記事に反論した⁽³⁵⁾。まず、1点目の論点に対して、『順天時報』はイェルサレムやカトリック教会の総本山であるローマ（ただしくはヴァチカン市国）にイギリスやドイツのプロテスタントの伝道団体が宣教師を派遣している事実を紹介する。この理由は、どちらの都市も衰退してしまった過去の聖地であると同時に、カトリックよりもプロテスタント諸教派の勢力が弱いからである、という。これらの事例を踏まえ、『順天時報』は衰退の一途をたどる中国の仏教を救うためには、日本の優れた僧侶たちを派遣するのが最善の方法である、と主張する。もし日本が中国に対して布教を行うことをニューキャッスルに石炭を運ぶことに例えるのであれば、イギリスやドイツの聖地伝道も滑稽ではないか、とする⁽³⁶⁾。

次に、2点目の批判に対して、『順天時報』はその考え方は西洋人の偏見であると断じる。そのうえで、物質文明という観点では東アジアは

西欧に及ばず、道徳宗教という観点では西欧は東アジアに及ばず、世界宗教であるキリスト教といえども、その教義は儒教や仏教と比べると遠く及ぶことはない、とする西洋の哲学者や宗教家の評価を列挙する（ただし、出典は不明である）。そのため、もし日本の高尚な仏教が手本にならないとするならば、教義浅薄なキリスト教はまさに排斥の対象となるだろう、とする⁽³⁷⁾。

最後に、3点目の批判に対して『順天時報』は次のように応じた。もし中国政府が日本人僧侶のなかに無頼の輩が紛れ込むことを憂慮するのであれば、両国の役人が取り締まればよい。そもそも、政治を妨害してきたという点でいえば、キリスト教のほうが甚だしい。皇帝が逃亡し北京が占領された義和団事件のきっかけは民衆と信者の争いであったにもかかわらず、中国はキリスト教伝道を拒むことができずにいる、としている⁽³⁸⁾。

両紙の議論を確認するかぎり、『京津タイムズ』誌は布教権獲得に対する疑義を呈したのに対して、『順天時報』は義和団事件を根拠として、キリスト教伝道を問題視したことがわかる。

第3節 布教権への「抗議」と日本側の宣教師批判

宣教師や在華英字メディアと同じく、中国政府も日本の布教権獲得に対して難色を示した。これはキリスト教伝道で惹起されたように、仏教僧侶が訴訟に関与したり寺院が政治活動の隠れ蓑になったりすることを問題視したからである。また、加藤自身も布教権を巡る交渉が他の交渉に影響を及ぼさないように注意を払う必要があった⁽³⁹⁾。その結果、第5号に含まれた仏教布教権は要求の修正案を中国側に提出した4月末に撤回され、「日本人布教権の問題は之を他日の商議に譲ること」が約された⁽⁴⁰⁾。この後、5月7日の日本側の最後通牒を経て、同9日に袁世凱は二十一箇条要求のうち第5号を除くすべての要求を受諾した。

こののち、中国への仏教布教をめぐり、日米両国の宗教界は異なる反応を示した。まず、布教権が撤回されたことをうけ、日本国内の仏教各宗派は合同で「仏教徒有志大会」を結成した。そして、日比谷公園の松本楼で会議を開き、政府に布教権を求めよう働きかけを行う事で同意した⁽⁴¹⁾。これに対して、アメリカではキリスト教伝道団体（原文：“The Christian Missionary Societies”）が、仏教布教に対する反対集会を開催したという⁽⁴²⁾。

同じ頃、アメリカ在住の中国人聖職者たちも仏教布教権に危機感を募らせ、声明文を発表していた。それによれば、アメリカ人のクリスチャンたちが朝鮮半島の信者たちを日本人による虐待から救い出した事例が紹介され、もしアメリカ市民がキリスト教的な正義や人類愛という「白人的な規範〔white standard〕」を高く掲げれば、窮地に置かれた中国に対しても助けとなるだろう、とする。この社説は、日中間の武力衝突を回避するためにイギリスやアメリカが調停にかかわる必要性を訴えている⁽⁴³⁾。こうした議論は、布教権への抗議を起点としてアメリカ国内世論に働きかけが行われたことを示している。

一方、植民地朝鮮の英字新聞『ソウル・プレス』は在華宣教師を公然と批判した。『ソウル・プレス』とは、1905年に外国人によって創刊された英字紙を統監府が買収し、1937年5月の廃刊まで宣教師をはじめとする外国人を対象に宣伝工作を行っていた植民地当局の御用新聞である⁽⁴⁴⁾。以下、『北京デイリーニュース』紙に転載された『ソウル・プレス』紙の記事を要約する。

その記事が問題視したのは、「中国にいるアメリカ人宣教師たち」が、「彼らの活動が日本人の仏教僧によって弱体化させられてしまうのではないか」という恐れを抱いて、「日本人僧侶による中国での仏教伝道に対して抗議を行っていた」ことであった⁽⁴⁵⁾。ただし、抗議を行った宣教師の個人名、ミッションの名称、さらには抗議が行われた場所につい

での言及は見られない。

同紙は、日本と朝鮮半島における仏教団体の活動が、キリスト教伝道事業の競合相手になりえないにもかかわらず、中国にいるアメリカ人宣教師は仏教僧侶に門戸を閉ざし機会均等を否定していると不満を漏らす。さらに、宣教師の一部は中国の新聞で反日を騒ぎ立てている、とも報じる。記事は宣教師に対して「彼らは宗教家として中国に派遣されてきたのであり、政治に干渉すべきではない」と警告し、日本が外交ルートを通じて抗議する可能性をも暗示している⁽⁴⁶⁾。

最後に、『ソウル・プレス』は中国国内のキリスト教伝道に対して批判を呈する。すなわち、「北京の政府〔おそらく清朝政府〕」が不承不承に承諾した外国からの要求の一部は、日本よりもはるかに不公平であった。アメリカ人宣教師は、中国のためにそれらに異議を唱えたことが一度としてあったらどうか、洋の東西を分け隔てようとすることに關して、キリスト教はかくも不公平な宗教なのだろうか、と⁽⁴⁷⁾。

このように、植民地朝鮮の宗教政策との関連で醸成された仏教布教権を巡る反発は、中国国内の外国人コミュニティを論争に巻き込み、日米両国の宗教界が反応した。こうした中で北京に伝えられた『ソウル・プレス』の記事では、仏教布教の是非はほとんど度外視され、むしろあからさまな宣教師批判が展開されたのである。

第3章 陳情・請願書の提出とその波紋

第1節 ウィルソン大統領への陳情・請願書提出

前章では二十一箇条要求の第5号に端を発した宣教師たちの行動を整理したが、本章では宣教師たちがウィルソン大統領に政治的な働きかけを行った事例を紹介する。

中国側の予期せぬ抵抗に遭遇したことで交渉が行き詰まりをみせはじ

めると同時に、日本国内では衆議院議員選挙が間近に迫っていた。そのため、加藤外相は交渉の停滞を軍事的威圧によって打破しようと試み、3月初旬から中旬にかけて山東守備軍や支那駐屯軍の増強を図った。さらに、3月末から第5号に関する交渉が始まった⁽⁴⁸⁾。こうした状況下で、4月8日に北京在住の宣教師7名はウィルソン大統領に対して電報を直接送った。宣教師たちの行動は4月17日までに北京滞在の外国人記者たちに知られ、翌18日の『ニューヨーク・タイムズ』紙にその電報の一部が掲載された（後述のように、その記者の一人はAP通信のフレデリック・ムーアであった）。全文は5000文字近くになるというが、本稿執筆時点では入手できなかったため、『ウィルソン文書』に依拠したヴァーグや高原秀介の解説を参考にしながら⁽⁴⁹⁾、記事を要約するかたちで内容を紹介したい。

そもそも、この電報は陳情（a petition）と請願書（a memorial）に分けられる。陳情は、日本の対華要求は最終的にアメリカの脅威となるような侵略行為だと特徴づけたうえで、大きく分けて2つの主張を展開したようである。1つ目はウィルソン大統領への働きかけである。宣教師たちは、現在行われている日中交渉にアメリカが参加すると同時に、大統領自身がイギリスや諸外国に日中交渉への参加を呼びかけてほしいと訴えた。2つ目は、日本軍への要求である。宣教師たちは、中国国内にとどまっている6万人相当の日本軍は、交渉の自由を妨害するばかりではなく中国が持つ諸権利を侵害し、中国国内のアメリカ人やその他外国人の安全にとっても脅威であると分析する。これら事情を考慮し、陳情では過剰な軍隊を撤退させるべきだと主張された。一方、請願書は不足した点について説明し、中国政府の業績について列挙する内容だという。記事では、日本による侵略は中国だけでなく、ひいてはアメリカに対する脅威となるとしたうえで、日本側の聞き心地のよいスピーチにもてあそばれてはならない、という内容のみが掲載されている⁽⁵⁰⁾。

表1 ウィルソン大統領への陳情・請願書の署名者一覧

日本語表記	英語表記	出生年	没年	来華	所属	備考
マーティン	W. A. P. Martin	1827年	1916年	1850年	北米長老会	伝道局との雇用関係なし
スウィング	Edward W. Thwing	1868年	不明	不明	北米長老会	北京万国改良会会長
フェリー	John Wherry	1837年	1918年	1864年	北米長老会	
フェン	Courtenay Fenn	1866年	1953年	1893年	北米長老会	北京協和神学校校長
ハバード	Charles F. Hubbard	不明	不明	1914年?	教会牧師	
ローリー	Hairam H. Loary (Lowry)	1847年	1942年	1867年	メソジスト監督派	北京大学総長
グッドリッチ	Chauncey Goodrich	1836年	1925年	不明	アメリカン・ボード	

典拠：卓新平主編『中国基督宗教史辞典』（北京：宗教文化出版社，2013年），*the Chinese Recorder*誌，*Peking Daily News*紙より筆者作成。

ただし、陳情や請願書の作成者やその経緯は明らかではない。『ニューヨーク・タイムズ』紙によれば、電報に署名した7人の宣教師とは、ウィリアム・マーティン、エドワード・スウィング、ジョン・フェリー、コートニー・フェン、チャールズ・ハバード、E・ローリー、そしてチョーンシー・グッドリッチであった（表1参照）。当時75歳だったフェリーは、マーティン、グッドリッチ、ローリーとともに、「若い老人たち〔young old men〕」と称され、この4人の中国滞在年だけでも215年分のにほった⁽⁵¹⁾。こうしたことから、署名に名を連ねた宣教師たちの多くは、中国伝道の開拓者だったと考えてよい。また、その滞在経験の長さゆえに、中国の政治家とのつながりも深かったと考えられる。たとえば、清末から教育改革に携わったマーティンは、87歳を祝して行われた誕生会で、袁世凱から対聯と「学海耆英〔知識は海のように広く、世の尊敬を集める老人〕」と書かれた扁額を送られた⁽⁵²⁾。

以上のように、北京の宣教師たちは陳情・請願書を通じて日中交渉へのアメリカの介入を求める一方で、日本の過剰兵力の撤退を訴えた。署名に名を連ねた多くの宣教師は中国伝道の先駆的存在であり、中国人と密接な関係を維持していたと考えられる。

第2節 外交官と本国のミッション関係者の反応

ウィルソンの在任中、極東情勢に詳しい宣教師やキリスト教関係者が大統領に対して助言を与えていた。たとえば、長老会宣教師スコットとメソジスト教会の監督バシユフォードも、かねてよりウィルソンに対して中華民国の早期承認を提言していた⁽⁵³⁾。ただし、7人の宣教師がウィルソン大統領に陳情・請願書を直接打電し、『ニューヨーク・タイムズ』紙に報じられたことは、本国のミッション関係者を驚かせた。

たとえば、アメリカン・ボードは参考資料（原文：a circular）を配布して、宣教師は政治についていかなる声明も発表してはならないと指示し、キリスト教青年会は請願書への署名を拒否したという⁽⁵⁴⁾。おそらく、アメリカン・ボードの関係者たちは、陳情・請願書署名者の一人としてグッドリッチが名を連ねていたことを知り、宣教師たちの間に同様の動きが波及することを未然に防ごうとしたのだろう。

北米長老会の場合は事実確認に追われ、対応が後手に回った。アメリカ国内の海外伝道局を代表する団体であった北米海外伝道会議の代表であり、北米長老会ミッションの伝道局の幹事であったアーサー・ブラウンは、4月18日付の『ニューヨーク・タイムズ』紙の記事に触れた上で、大統領に対してその電文の複写物送付を求めた。その理由は、「それら宣教師たちに対して、繊細な政治的問題への干渉に慎重を期すようにといった警告」を与えるべきか否かを判断するためだという⁽⁵⁵⁾。

ブラウン自身は国務省から伝道局に複写物が送られてくると考えていたが、5月中旬になってもブラウンの手元に届けられなかった⁽⁵⁶⁾。ブ

ラウンの再びの問い合わせに対して、ブライアンは電報が有する機密性や文書管理規定の存在に言及した上で、日中交渉が終了した直後にこの電報を外部に出すことは避けたいとも告げている。ブライアンはワシントンまで足を運べば現物を確認できるとも説明しているため、ブラウンがこの電報の内容を確認した可能性はある⁽⁵⁷⁾。ただし、少なくとも5月中旬の時点で、ブラウンは電報の内容を確認できていなかったことは間違いない。

一般的に、宣教師は本国で神学教育を受けたうえで、各派キリスト教会に対して宣教師として志願し、キリスト教会が運営する伝道局のもとで海外の伝道地域に派遣され、年次報告や書簡でのやり取りを通じて伝道局に自らの活動を報告していたはずである。しかし、この一連のやりとりから浮かび上がってくるのは、伝道局のメンバー自身が陳情・請願書の内容について十分な確認がとれず、宣教師に対して何の注意喚起もできなかった事実である。同時に、ブラウンら伝道局幹事は、その内容について『ニューヨーク・タイムズ』紙を通じて知り得たのだろう。換言すれば、この請願書を合衆国大統領に送付するという行為自体、北米長老会の伝道局が全く関与していなかったのである。

これに関連して、宣教師たちは現地外交官への事前通告を行っていなかったことも確認される。事実、署名した7人のひとりであるハーバードは、4月12日にラインシュに対して大統領に直接電報を打電したことを告げると同時に、その複写物を提出した。その際、「電報の署名者とともに行われたこの行動は完全に個人的かつ自発的だったため」、「意図的な行動についての事前通知や情報を公使館に提供する必要があると認識していなかった」とラインシュに述べている⁽⁵⁸⁾。

駐華公使人事では、キリスト教に理解のある人物が重視され、国内外のキリスト教会関係者の意見を参考に人選が重ねられた。その結果、ルーテル派聖職者の息子で海外伝道にも理解ある大学教授のラインシュが選

出され、1913年11月に北京に着任した⁽⁵⁹⁾。前述のように、ラインシユは二十一箇条要求交渉に際して、欧米メディアへの情報提供に関与していた。しかし、今回の電報送付に際しては、中国に同情的でキリスト教伝道に理解のある同国の外交官にも事前の相談が行われていなかった。

もちろん、複数の宣教師が陳情・請願書提出に関与していたが故に、伝道局の許可を得るのが遅れた可能性も考えられる。しかし、宣教師たちは伝道局や現地外交官との連携なく大統領への電報打電を行ったことは事実であろう。

第3節 在華外国人コミュニティの反応

陳情・請願書提出に関与した宣教師たちに対する在華外国人コミュニティの反応は、上海で発行されていた『チャイニーズ・レコーダー』誌にその一端を垣間見ることができる。

その社説は、宣教師は伝道事業を行う国々の政府にある程度の責務を負っているうえ、宣教師がどの範囲で不道徳な行動を非難する義務を持ち、政治的言論を自粛すべきなのか、はっきり答えにくい、と現状を分析する。「しかし、この電報を転送し政治政策への不承認を公表するという点において、それらの宣教師たちは宣教師が行うべき賢明なことを超えていると私たちは確信する」と同時に、その行為は諸条約を通じて認められた特権を利用した政治行為である、と糾弾する⁽⁶⁰⁾。そのうえで、社説は、そうした行為が宣教師たちを政治的な陣営とそうでない陣営に分断してしまうため、個々の宣教師が今回の行為に共感を示してほしくない、と読者に呼びかけた⁽⁶¹⁾。

このように、社説は大統領への電報送付が行き過ぎた行為であり、特権をもった宣教師たちが政治活動に足を踏み入れることで、宣教師コミュニティが分断されることを危惧している。

同誌の投書欄には、宣教師が持つ特権についてさらに踏み込んだ批判

が掲載されている。上海近郊の無錫で活動していた聖公会の宣教師ギルは、一部宣教師による大統領への直訴は在華宣教師に不安を抱かせるばかりでなく、宣教師が公衆から「いわれなき注目 [false light]」を向けられることになる、とする。そうなれば、政治への干渉によって宣教師が「行動の自由が与えられ、牧職に従事するという特権のみが認められた外国人」として認識されなくなってしまう。それゆえ、宣教師が中国政治に荷担したり、大統領に政治的な提言を行うこともふさわしくない、と結論づける⁽⁶²⁾。

ギルは、こうした行動が日本国内の宣教師にどんな影響を及ぼすのか、また陳情・請願書の提出が本当の意味で中国を助けることになるのか、今一度考えるべきだと力説する。一方で、中国人が宣教師に共感を示しているといえども、キリストのしもべとしての召命を認識し、日本に対して敵意をあおったり、中国の国家指導者やアメリカの人々を不愉快に感じさせたりする行為を避けるべきである、とも訴える。ギルの文章は、宣教師はそうした軽率で配慮に欠けた行動に対する責任から逃れるよう望む、と呼びかけて終わる⁽⁶³⁾。

ここでは、過去の条約で保証された宣教師の特権的立場を逸脱した政治的行動への危険性が論じられ、日中間の交渉に宣教師が働きかけを行わないように呼びかけられている。

これ以外に、宣教師たちの陳情・請願書をアメリカ国内に伝えた AP 通信の特派員フレデリック・ムーアは、「私自身この働きかけについての報道を送らざるを得なかったことを悔やんでいる。なぜなら、先月号のあなた [ギル] の寄稿文で論じられたとおり、私自身もそうした行為を誤りであると感じたからである」とする⁽⁶⁴⁾。ムーアは北京駐在の記者として、1月末から日本が揚子江流域や福建省において權益を拡張しているといった情報を欧米メディアに提供していた⁽⁶⁵⁾。しかし、宣教師によるウィルソン大統領への電報打電に賛成していたわけではないこ

とがわかる。

以上の通り、中国国内の外国人コミュニティでは宣教師たちの行動に対して賛辞が贈られることはなく、電報打電自体が宣教師の立場に批判を加える言説につながっていった。

おわりに

以上、本稿の考察を通じて以下の2点を明らかにした。

まず、二十一箇条要求の報道を通じて、宣教師は第5号に記された布教権に強い関心を示したということである。北京の宣教師バシュフォードは朝鮮総督府の宗教政策を事例に、布教権受諾が中国伝道事業を阻害する危険性を認識した。そして、彼は渡米してウィルソンやブライアンと面会を果たした。彼のアメリカでの活動の全容は不明であるが、何らかの世論喚起が試みられたと推測される。この後、布教権をめぐる議論は中国の外国人コミュニティや日米両国の宗教界にも波及し、最終的には植民地朝鮮当局による在華宣教師批判を引き起こした。いずれにせよ、宗教的な問題をきっかけに、宣教師が政治問題への関与を深めることになった。

次に、北京の宣教師たちによる陳情・請願書の提出である。冒頭で紹介したリードの研究によれば、中国のキリスト教化やキリスト教による文明化を信じる宣教師の各種意見が本国の世論を喚起し、それが外交政策に反映されるというプロセスが示されているが、実際は駐華公使ラインシュヤと本国の伝道局と連携がとられていたわけではなかった⁽⁶⁶⁾。これに対する日本側の反応については、資料的制約故に留保せざるをえないが、在華外国人コミュニティは宣教師による政治活動に対して厳しい批判を加えたことは大きな特徴であろう。

なお、残された課題が一つだけある。それは、『ニューヨーク・タイ

ムズ』紙が宣教師たちの陳情・請願書提出を論じた際、「〔前略〕一人あるいは複数の中国人の役人がウィルソン大統領へのメッセージについて6000ドル相当の電報料金を支払った」としたことである⁽⁶⁷⁾。ここから、宣教師と北京政府との密接な関係が陳情・請願書提出を導いた可能性を指摘できるが、これについては宣教師文書を用いたさらなる検討が必要となる。

注

- (1) 奈良岡聰智『対華二十一ヶ条要求とは何だったのか：第一次世界大戦と日中対立の原点』名古屋大学出版会、2015年。味岡徹「第一次大戦初期の中国民族運動：二十一ヶ条要求と中国民衆」『世界史における地域と民衆』青木書店、1979年、131-141頁。吉澤誠一郎「懐疑される愛国心：中華民国四年の反日運動をめぐって」『思想』第1033号、2010年5月、243-261頁。笠原十九司『第一次世界大戦期の中国民族運動』汲古書院、2014年。
- (2) 金光耀「顧維鈞与中美関于“二十一条”的外交活動」『復旦学報(社会科学版)』、1996年第5期、55-64頁。川島真「対華二十一ヶ条要求と北京政府の対応：交渉開始前の動向」『東アジア近代史』第18巻、2015年、24-40頁。
- (3) 馬烈「民初仏教復興運動和日本《二十一条》」『江西社会科学』、1996年第11期、66-69頁。藤田賀久「侵略と連帯の交錯：日本仏教の布教権要求と対華21か条を中心に」『コスモポリス』第7号、2013年、51-62頁。小川原正道『日本の戦争と宗教1899-1945』講談社選書メチエ、2014年。このほかに、日本人仏教徒の国際的な活動に焦点を当てた岡本佳子の研究も示唆に富む（Yoshiko Okamoto, “Buddhism and the Twenty-One Demands: The Politics Behind the International Movement of Japanese,” Tosh Minohara (et al. eds.), *The Decade of the Great War: Japan and the Wider World in the 1910s*, Leiden: Brill, 2014, pp.394-414）。
- (4) Paul A. Varg, *Missionaries, Chinese, and Diplomats: The American*

Protestant Missionary Movement in China, 1890-1952, Princeton: Princeton University Press, 1958. Eugene P. Trani, "Woodrow Wilson, China, and the Missionaries, 1913-1921," *Journal of Presbyterian History*, Vol. 49, No. 4, Winter 1971, pp.328-351. James Reed, *The missionary mind and American East Asia policy, 1911-1915*, Harvard University Press, 1983.

- (5) たとえば、高原秀介『ウィルソン外交と日本：理想と現実の間 1913-1921』創文社、2006年、52頁。
- (6) 本稿では、明治学院大学図書に提供されているデータベース“Archives Unbound”所収の外交文書 *Political Relations Between China, the U.S. and Other Countries, 1910-1929* を用いた。以下、出典が明記されていない限り、同文書からの引用である。
- (7) 白井勝美『日本と中国：大正時代』原書房、1972年、41-52頁。
- (8) 同上書、61-62頁。
- (9) 「加藤外務大臣より在中国日置公使宛」（1914年12月3日）、『日本外交文書』大正3年第3冊、第568文書、561-567頁。本稿では原文のカタカナ表記をひらがなに改めた。
- (10) 藤田賀久、前掲論文、54-55頁。
- (11) 中濃教篤『近代日本の宗教と政治』アポロン社、1968年、118頁。
- (12) 小川原正道、前掲書、56頁。
- (13) 藤田賀久、前掲論文、56頁。
- (14) 笠原十九司、前掲書、67-69頁。
- (15) 細谷千博『両大戦間の日本外交』岩波書店、1988年、20-21頁。
- (16) 奈良岡聰智、前掲書、211-212頁。
- (17) 細谷千博、前掲書、20-26頁。より正確には、「ブライアン・ノート」はブライアンが珍田大使に手交した長文の書簡である。
- (18) George Richmond Grose, *James W. Bashford: Pastor, Educator*,

Bishop, New York: The Methodist Book Concern, 1922. 来華時期は付録の年譜に依拠した。同書はバシュフォードの二十一箇条要求時期の行動についての記述が見られ興味深いが、詳細な検討は今後の課題とする。

- (19) “James Whitford Bashford to Woodrow Wilson,” March 12, 1915, Arthur S. Link et al (eds.), *the Papers of Woodrow Wilson*, Vol. 33, Princeton University Press, pp.23-24.
- (20) *Ibid.*, p.24.
- (21) 朝鮮総督府編『朝鮮統治3年間成績』京城：朝鮮総督府，1914年，65頁。
- (22) “James Whitford Bashford to Woodrow Wilson,” *op. cit.*.
- (23) 韓哲曦『日本の朝鮮支配と宗教政策』未来社，1988年，67-70頁。
- (24) 朝鮮総督府編，前掲書，66頁。
- (25) 韓哲曦，前掲書，69頁。
- (26) “James Whitford Bashford to Woodrow Wilson,” *op. cit.*, pp.24-25.
- (27) “Break with Japan Feared by China,” *the New York Times*, April 1, 1915.
- (28) Varg, *op. cit.*, pp.144-145. ヴァーグはバシュフォードの日記を用いて検討しているものの，植民地朝鮮におけるキリスト教と仏教の政策上の差異については言及していない。
- (29) American Consul General to Reinsch, April 7, 1915.
- (30) “The Sino-Japanese Negotiations,” *Peking and Tientsin Times*, April 2, 1915. 本稿では，ラインシュカが本国に送った書簡に同封された記事切り抜き（Reinsch to the Secretary of State, April 5, 1915）を参照にしたが，一部不鮮明な箇所があったため，『北京デイリーニュース』紙に転載された同記事から数語補った。（*Peking Daily News*, April 5, 1915）。
- (31) 藤田賀久，前掲論文，56頁。
- (32) “The Sino-Japanese Negotiations,” *op. cit.*.
- (33) *Ibid.*.

- (34) Ibid..
- (35) 「論仏教伝布問題」『順天時報』, 1915年4月4日。
- (36) 同上紙。
- (37) 同上紙。
- (38) 同上紙。
- (39) 藤田賀久, 前掲論文, 56-57頁。
- (40) 「加藤外務大臣より在中国日置公使宛」(1915年5月6日), 『日本外交文書』
大正4年第3冊上巻, 第389文書, 386頁。
- (41) 藤田賀久, 前掲論文, 57頁。
- (42) “Random Shots,” *Peking Daily News*, May 18, 1915.
- (43) “The Chinese Crisis,” *The Christian Herald*, May 19, 1905, p.526.
- (44) 李修京・朴仁植『『セウル・プレス (The Seoul Press)』と朝鮮植民地統治
政策の一考察』『東京学芸大学紀要人文社会科学系 I』第59巻, 2008年1月,
121-130頁。
- (45) “American Missionaries in China,” *Peking Daily News*, May 20, 1915.
- (46) Ibid..
- (47) Ibid..
- (48) 細谷千博, 前掲書, 28-29頁。
- (49) Varg, op. cit., p.143. 高原秀介, 前掲書, 52頁。岡本佳子は, 宣教師たち
が在華日本人にも陳情・嘆願書を配布し, その内容が日本にも伝わったと指摘
しているが, 本稿では十分考察できなかった (Okamoto, op.cit., p.411)。
- (50) “Urge United States to Side with China,” *New York Times*, April 18,
1915. 文中の「陳情 (a petition)」と「請願書 (a memorial)」という訳語は,
高原秀介の研究に依拠している。
- (51) “Dr. Wherry’s Jubilee,” *the Chinese Recorder*, February 1915, p.135.
- (52) “Dr. W. A. P. Martin’s Birthday,” *Peking Daily News*, April 11, 1914.
- (53) Trani, op. cit., pp.331, 334-340.

- (54) “Chinese Reject Group of Demands,” *New York Times*, April 16, 1915.
- (55) Arthur J. Brown to the President, April 29, 1915.
- (56) Arthur J. Brown to the Secretary of State, May 13, 1915.
- (57) W Bryan to Arthur J. Brown, May 19, 1915.
- (58) Reinsch to The Secretary of State, May 4, 1915.
- (59) Trani, op. cit., pp.335-340.
- (60) “Editorial,” *the Chinese Recorder*, July 1915, p.399.
- (61) “Editorial,” op.cit., pp.398-399.
- (62) J. M. B. Gill, “Correspondence: Missionaries and Politics,” *the Chinese Recorder*, July 1915, pp.442-443.
- (63) Ibid..
- (64) F. Moore, “Missionaries and Politics,” *the Chinese Recorder*, August 1915, pp.509.
- (65) 奈良岡聰智, 前掲書, 212頁。
- (66) Reed, op. cit., p.3.
- (67) “Urge United States to Side with China,” op. cit.. 同様の指摘はリード (Read. op.cit., p.188) や細谷千博 (前掲書, 29-30頁) にもみられるが, 宣教師と北京政府の関係については踏み込んだ考察は行われていない。

付記1：本研究はJSPS 科研費 17K17667 による成果の一部である。

付記2：本稿執筆に際して、蒲豊彦氏（京都橘大学）、戸部健氏（静岡大学）、浜岡鷹行氏（外交史料館）より貴重な教示を得た。記して謝す。